

監査報告書

2018（平成30）年6月5日

社会福祉法人 東京コロニー

理事長 中村 敏彦 殿

監事  小根伸太郎
監事  加藤一志

私たち監事は、2017（平成29）年4月1日から2018（平成30）年3月31日までの2017（平成29）年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の16各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部管理体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則第2条の33各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部管理体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ なお、消費税については前年度の監査において指摘した見積もり計算の反映がなされていないため監査ができません。次年度決算に向けて必ず実行していただきたい。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 監事意見

各拠点は、東京コロニーの一部門であり、経理上個別決算をすべき理由があるとしても、すべて東京コロニーの理事会・評議員会による決議のもとに運営されてしかるべきである。従って東京コロニーの従業員の採用は、本部において、本部役員、当該事業本部長及び、当該事業所長(管理者)の立ち合いのもとに行われるべきである。かかる東京コロニーの組織体系を今一度見直し、これを前提に給与体系を確立すべきと思料する。そのことにより今後の人材を含め、人材の登用により全事業部の配置換えが行われるようにすべきである。

また定年となった人材を雇用することも、さらに高齢者となった障害者を受け入れる事業を構想するなど、多角的に検討することについては今年度においても指摘せざるを得ない。

以 上